

学校法人金蘭会学園 求職活動等におけるセクシャルハラスメント防止方針

[令和 8(2026)年 10 月 1 日制定]

学校法人金蘭会学園（以下「学園」という。）は、求職活動等におけるセクシャルハラスメントに関し、以下のとおり方針を明確化し、教職員及び求職者等に対し、周知・啓発します。

1. 定義等

(1) 求職者等

求職者、学園の実施する教職員の採用に資する活動に参加する者、及び教育実習・看護実習その他の実習を受ける者を指します。

(2) 求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。

(3) 教職員

学園が雇用する者及び派遣労働者をいいます。

(4) 求職活動等におけるセクシャルハラスメント

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

(5) 求職活動等におけるセクシャルハラスメントの内容

以下のような例が考えられますが、これらの例に限られるものではありません。

- ・教職員が求職者に対し性的な事実関係を尋ね、求職者が苦痛に感じ、求職活動が妨げられる。
- ・教職員が必要なく求職者等の身体に触り、求職者等が精神疾患となる。
- ・教職員が教育実習に参加した者に対し、性的関係を結ばなければ今後教育実習を受け入れなくなるかもしれないと述べ、参加者が実習に参加できなくなる。

2. 基本方針

学園では、求職活動等におけるセクシャルハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者については、懲戒処分を行う等、厳正に対処します。

3. 求職活動等に関するルール

学園では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知・啓発します。

- ・面談は学園の勤務時間内に学園施設内、またはオンラインで行うものとし、これ以外の場所・時間における求職活動等を禁止します。
- ・教職員個人と求職者等が個人の SNS、メール等で連絡することを禁止し、学園からの連絡は、学園が指定するメールアドレス、SNS に限るものとします。
- ・面談は、原則として複数名の教職員で対応するものとし、実習等で一対一となる際にも、閉鎖された部屋で行うことを禁止します。
- ・学園では、求職活動等に関し、教職員と求職者等が飲酒をとまなう飲食を行うことを禁止します。

4. 相談窓口

学園の相談窓口は、ハラスメント相談窓口（TEL:06-6872-7703）に設置します。

なお、学園では、相談窓口担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応し、相談者・行為者等のプライバシーを保護するため、適宜必要な研修を行います。

5. 事後対応

学園では、求職活動等におけるセクシャルハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努め、改めて本方針を周知・啓発します。

また、求職活動等におけるセクシャルハラスメントが生じた事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する適正な措置を行います。

6. 不利益取扱いを行わないこと

学園では、求職者等が相談を行ったことを理由として不利益に扱うことはせず、教職員が事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講じるべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行いません。